

16世紀の財務府における 会計業務と財政収支関係史料について

井内 太郎

はじめに

財務府 (Exchequer) は中世以来、国家財政運営において中心的な役割を果たしてきた第一級の財政部局であった。したがって16世紀の国家財政運営の実態について検討しようとする場合、まず財務府出納部 (Receipt of the Exchequer) の財務行政とそれに関わる会計記録について検討してみる必要がある¹⁾。財務府の運営ならびに会計業務の基本的なあり方については、すでに12世紀後半に作成された『財務府についての対話 (*Dialogus de Scaccario*)』の中に記されていたが、16世紀に入っても当時の人々の間でそのような手続きは数世紀間維持されてきているものと信じられており、それはしばしば「古来の手続き (Ancient Course)」と呼ばれていた²⁾。確かに16世紀までその手続きの骨格部分はずっと維持されていたが、それまでのおよそ400年間に及ぶ財務府の歴史の中で会計業務の改革が全くなされてこなかったとすると、財務府は国家財政の運営上、中心的役割を果たし続けることは難しかっただろう。事実、財務府はその間の社会、経済的变化に対応する形で会計業務の部分的な改革を繰り返してきた。だからこそ、中心的な財政部局として機能し得たわけだし、一方でその改革が部分的なものに終わってしまったことで、結果的に会計業務がむやみに重複したり、煩雑になったりしたことも事実である。したがって、このように複雑な財務府出納部の会計業務について、より正確に理解しようとするには、まずその対象となる時期に最も近く、もちろん信用にたるとる会計記録にあたってみる必要がある。

16世紀財務府の研究史を振り返ってみると、いわゆるエルトンが主張した「テ

ユーダ行政革命」論、すなわち1530年代に行政機構の革命的な変化が生じ、近代的な国家官僚制的機構が成立したとする議論の影響もあって、1530-50年代という比較的短期間における財務行政の変化の問題に研究が集中してきたように思われる³⁾。そこで本稿では、15世紀後半から16世紀前半にかけて、つまりより長期的なタイムスパンの中における国家財政運営の変化が、財務府の財務行政にいかなる変化をもたらしたのか。特にそれに伴う会計業務、各会計記録の性格やそれらの関係性の変化、史料的信頼性などの問題について考えてみたい。

I 15世紀後半から16世紀前半の財務府の国家財政運営

1 支払い指定制度

まず表1をもとに15世紀後半から16世紀前半まで約1世紀間の財務府における財政運営について検討してみたい。これは財務府出納部の収入内訳である。同表からまず気づかれることは、15世紀ランカスタ政権時代に入ると、支払い指定 (assignment) 収入(a)の割合が急激に伸びてくることである。この時期にイングランドは度々、対外戦争・内乱に見舞われており、政治・経済的にきわめて不安定な状態にあったことが知られている。一般に戦時においては支払い指定制度への依存度が高くなり、平時になると現金による支払いが盛り返してくる傾向があった。そこでまず、この支払い指定制度の仕組みについて検討しておく必要があるだろう⁴⁾。この制度は14世紀半ば頃から財務府で用いられるようになった受領・支払い手続きの1つであり、基本的に財務府出納部内での現金の受領・支払いを避けるための制度であった。たとえば債権者が支払い指定制度を通じて国王から支払いを受けることになったとしよう。その場合、債権者は国王から発行してもらった令状を携えて財務府に赴く。財務府では、その令状を承認すると、財務府管轄下の各種予定収入(多くの場合、関税収入)の一部を債権者への支払いに振り当て、その細目が財務府の正式な会計記録である3つの受領記録 (Receipt Roll) と支払い記録 (Issue Roll) に記録された。また債権者に対しては、その細目が記載された支払い指定割り符 (a tally of assignment) が発行された。債権者は支払い予定日に同割り符を持って、支払指定さ

表1 財務府出納部の収入内訳

(単位:ポンド)

会計年度	治世	実質収入 (A)	現金収入 (a)	支払い指定に よる収入(a)	架空ローン (B)	真のローン (C)
1377~78	Richard II	199,000	81%	19%	3,000	9,000
1379~80	〃	186,000	53	47	3,000	19,000
1384~85	〃	140,000	35	65	11,000	22,000
1389~90	〃	73,000	44	56	5,000	1,000
1394~95	〃	122,000	60	40	200	37,000
1399~1400	〃	80,000	34	66	14,000	15,000
1406~07※	Henry IV	61,000	34	66	3,000	21,000
1409~10	〃	64,000	23	77	10,000	16,000
1414~15	Henry V	145,000	72	28	13,000	27,000
1419~20	〃	126,000	63	37	2,000	4,000
1424~25	Henry VI	50,000	16	84	9,000	11,000
1429~30	〃	124,000	44	56	6,000	15,000
1434~35	〃	49,000	16	84	11,000	30,000
1439~40	〃	88,000	32	68	12,000	15,000
1444~45	〃	67,000	19	81	14,000	10,000
1449~50	〃	50,000	14	86	5,000	26,000
1454~55	〃	29,000	14	86	3,000	8,000
1459~60	〃	17,000	18	82	400	7,000
1462~63※	Edward IV	60,000	5	95	5,000	15,000
1469~70	〃	21,000	10	90	3,000	15,000
1474~75	〃	28,000	64	36	100	13,000
1479~80	〃	31,000	39	61	27	0
1482~83	Edward V	26,000	23	77	96	4,200
1484~85	Richard III	34,000	21	69	444	9,000

(1) Steel, *op. cit.*, App. D より作成。

(2) 金額は100ポンド以下を4捨5入して計算し、各会計年度はミクルマス(9月26日)会計年度に基づく。

(3) ※は当該年度の史料がないため、便宜上、会計年度とは若干相違している。

れた収入を担当する収入徴収官のもとへ赴く。そこで割り符と引き替えに、割り符上に表示された金額の支払いを受けた。一方、後日、収入徴収官が徴収金を納入し会計報告を行なうためにウェストミンスタの財務府出納部にやって来た時、支払い指定を受けた収入については、現金ではなく大量の支払い指定割り符のみを持ってきたのである。この一連の支払い指定の手続きを見て特徴的

なことは、支払い指定割り符は、債権者が支払いを受けるまで、一種の債権証書としての役割を果たしていたということである。第2に支払い指定収入は受領・支払い記録の中に、あたかも財務府で現金の受領・支払いがなされたように記録されているが、実際には決して財務府には入ってこなかったということである⁵⁾。

2 ランカスタ政権時代の戦時財政運営

さて、その点を踏まえてもう一度、表1を見てみよう。15世紀ランカスタ政権時代に入ると、支払い指定収入の割合が急激に伸びているが、それは財務府内部の貯蔵金が減少していったことを意味していた。財務府にとってみれば、財務府自体の自由な運用資金に窮することになるため、それだけ財務府における財務行政の硬直化をもたらすのみならず、最悪の場合には国家財政そのものにも危機的な状況をもたらすことを意味した。このような危険性を孕みながらも、支払い指定制度に依存していたのには、もちろんいくつかの理由がある。たとえば同制度を用いれば、財務府の手元に十分に当座の現金がなく財政的に窮している時に、支払時期を遅らせて支払うことが可能となった。そのためランカスタ政権は、同制度のこのメリットを最大限に利用し、国内外の有力な商人・銀行家から多額の借入を行ないながら戦費の調達を行なったのである。このような戦時財政の運営方法は、換言すれば、将来に多大な財政的負担を残すことで当面の窮状を凌ぐという悪循環を繰り返すことを意味しており、問題の根本的な解決方法とはなっていなかった。しかも問題はそれに留まらない。すなわち戦争の混乱により貿易活動が収縮したことで、関税収入が予定額に達せず、同収入に対する大量の不渡り割り符を生んでしまったのである。その場合に債権者はその不渡り割り符を再び財務府に持ち込み、同割り符を廃棄した上で、新たな支払い指定割り符を発行してもらわねばならなかった。債権者はかれの債権の徴収を断念しない限り、この行為を繰り返すのである。もちろん割り符が市場に出回り割引の対象となることもあった。

こうした支払い指定制度の運用方法が頻繁に用いられたことで、財務府出納部の会計業務は重大な変革を強いられることとなった。まず、廃棄処分になった割り符に関する受領記録上の記録は消去されるのではなく、割り符を持ち込

んだ債権者からの貸付 (*mutuum per talliam*) がなされたものとして、新たに書き替えられた。そのため不渡り割り符の受領・支払い記録上の収支記録が、そのまま記録として残ることになってしまった。もちろん、そうした貸付の事実もなく、これは明らかに架空貸付 (*fictitious loan*) である。したがって、受領記録上の架空貸付による収入は、表1の(B)のように財務府の実質収入とは分けて考えられねばならない。一方、新たに発行された支払い指定割り符についても別個に受領・支払い記録に記録がなされた。つまり、結果的に同一の収支項目が、2度、受領・支払い記録に現れることとなり、両会計記録はきわめて複雑なものとなってしまったのである。さらに、架空貸付の額が増加してくると合計金額を出すこと自体が無意味となり、次第にそれさえ算出されなくなっていく。こうして受領・支払い記録は会計記録としての重要性を減ぜられ、単なる割り符の記録と化していったのである⁶⁾。この時期の両記録を扱う際には、この点に対する慎重な配慮が必要である。

3 ヨーク=テューダ朝時代の国家財政運営

エドワード4世が即位すると、国家財政運営にも大きな変化が生じた。彼はそれまで財務府が堅持していた国家財政運営のイニシアティブを宮内府 (King's Household) 内に位置する、したがって財務府の統制から自由な国王直轄のチェインバ (*Chamber*) に移していったのである。次にそれまで財務府の管轄下にあった多くの請負料 (*fee farm*)、王領地、没収所領などの収入をチェインバの管轄に移した。王領地収入の多くが財務府の管轄をはずれ国王による直接経営が強化されたため、新たに受領官 (*reciever*) を初めとする財務官が任命されたが、彼らは財務府ではなくチェインバに直接に受領金を納めた⁷⁾。受領官による年次会計報告も、財務府監査部ではなく国王が特別に任命した監査官のもとで行なわれた。こうした財政政策の転換は、財務府の支払い指定制度の運用方法にも影響を与えずにはおかなかった。なぜならエドワード4世の財政政策とは基本的に現金収入を増加させ、しかもそれを迅速かつ効率的に国王の手元に徴収・保管するという、いわば現金中心主義的な財政運営にあったからである。そのため従来のように支払い指定制度に基づく負債の返済方法が採用されなくなっていった。表1の(B)によればエドワード4世時代に入ると、それと

表2 エドワード6世期財務府出納部の収入内訳 (単位:ポンド)

年	古来の収入	議会課税収入	総受領額	支払い指定収入	総収入
H1547-M1547	23,229	91,374	114,964	539	115,503
1547-8	28,030	31,610	59,639	1,863	61,502
1548-9	25,411	47,988	73,399	2,003	75,402
1549-50	22,572	41,963	64,535	2,401	66,936
1550-1	30,711	59,611	90,322	2,328	92,650
1551-2	23,138	46,425	69,563	2,353	71,916
1552-3	27,847	16,656	44,503	2,418	46,921
total reign	180,938	335,988	516,926	13,904	530,830
yearly average	26,635	51,577	78,213	2,229	80,311
percentage	34.1%	63.3%	97.4%	2.6%	

(1) Alsop, 'Exchequer', p. 252より作成。

(2) 各会計年度は初年度を除きミクルマス(9月26日)会計年度に基づく。

(3) H=Hilary term, M=Michaelmas term.

連動していた架空貸し付け額が激減してくることが、その状況をよく物語っている。

テューダ朝時代に入ってもヘンリ7世はエドワード4世の財政政策を継承し、さらにそれを強化していく。こうしてチェインバ財務行政はそのピークを迎えることになるのである。ではその間の財務府における現金収入と支払い指定収入の割合の推移について確認しておこう。ヘンリ7世時代末期にはチェインバが国庫金の殆どを独占しており、財務府の現金収入額も最低値まで落ち込んでいた。しかしながら、財務府はその間も常に数千ポンドの現金収入を維持していたのであり、スティールが言うように財務府が令状や割り符の単なる精算所と化していたとするのは言い過ぎであろう⁸⁾。むしろ注目すべきことは、そのころまでに支払い指定制度を用いた債務の返済が行なわれなくなっていったことから、財務府の現金収入額が徐々に増加していく点であり、ヘンリ8世時代になると財務府は主要財政部局として急速に復活していくのである。ヘンリ8世治世最後の年にあたる1547年には財務府の現金収入額は181,809(そのうち議会課税収入は151,105)ポンドに達していた⁹⁾。表2はエドワード6世時代の財務府出納部の収入内訳を示したものであるが、それによると、この頃まで

表3 エドワード6世期の各財政部局の年平均収入額

Augmentations	£91,788	41.5%
Exchequer	80,331	36.2
First Fruits & Tenths	28,000	12.7
Wards & Liveries	11,027	5.0
Durchy of Lancaster	9,537	4.3
Total	220,633	99.9

(1) Alsop, 'Exchequer', pp. 276-7より作成。

に支払い指定割り符の割合が数%にまで減少していたことがわかる。さらにそれを表1と比較すれば、その間の変化の過程がより一層鮮明となろう。また表3によって、財務府の現金収入の規模を当時の主要財政部局の年平均収入額と比較してみても、財務府の現金収入の規模は、全体の約36%にまで増加しており、主に旧修道院領を管轄していた増加収入裁判所(Court of Augmentations)に次いで第一級の財政部局たるに十分なものと言えるまでに回復していたのである。

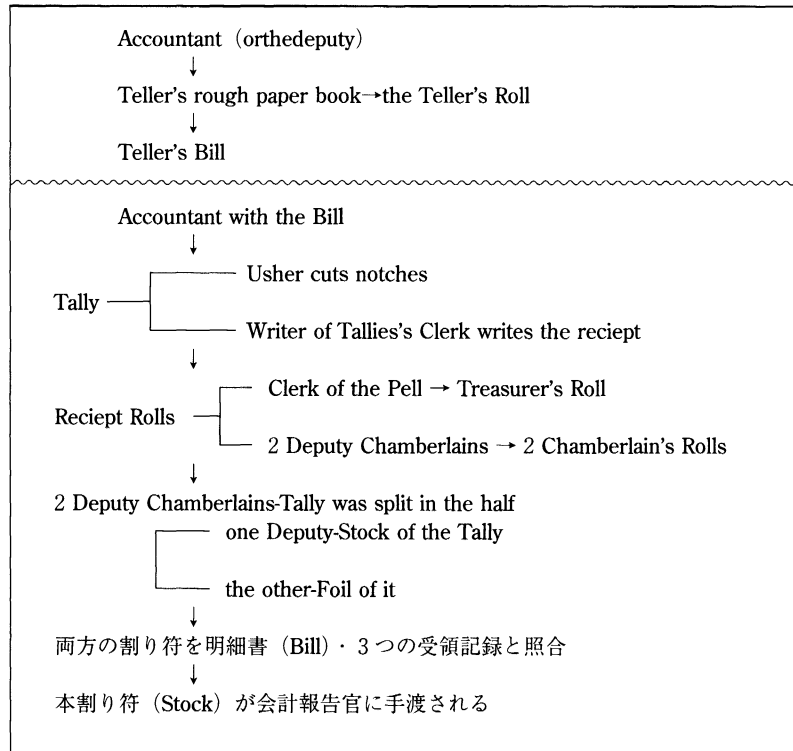
II 財務府出納部における受領手続きの変化

1 受領手続き

さて、ではこのような財務府出納部の財政構造の変化が、同局における会計業務や会計記録のあり方にいかなる影響をあたえたのだろうか。表4に基づき受領手続きから検討してみよう¹⁰⁾。

まず会計報告官(Accountant)は出納官のもとに出頭し、徴収金を納入して明細書(Bill)を発行してもらう。彼は次に割り符局へ赴いて領収割り符(Tally)を作成してもらい、それと明細書をもとに、3つの受領記録に収入の記録がなされた。1つは財務長官(Lord Treasurer)に属し、実際にはペル局書記(Clerk of the Pells)がその記録を行っていた。残り2つは2人の侍従(Chamberlain)に属し、実際には2人の侍従代理(Deputy Chamberlain)により作成されていたが、それらは先の財務長官側の受領記録の監査記録としての機能を果たしていた。さらに受領記録ならびに支払い記録はそれぞれ3つずつ作成されており、

表4 受領手続きの概略図



(1) 波線より上は出納官のもとでの手続き、それ以下は割り符局における手続きであることを示す。

領収割り符についても財務長官側の割り符局書記 (Writer of the Tallies) が記入を行ない、侍従側の2人の侍従代理がそれを監査したうえで2つに折られ、本割り符 (Stock) は会計報告官に手渡され、控え割り符 (Foil) は財務府に保管された。後日、会計報告官はその割り符をもって財務府監査部に出頭し、最終的な免責を受け受領手続きは完了した。このように受領手続きは原理的には財務長官と2人の侍従、さらには彼らの書記たちをも含めた3重のチェック＝アンド＝バランスの体制が隔々まで行き渡っていたのである。

2 ランカスタ政権時代の受領手続きの変化

ところが、15世紀に入りランカスタ政権初期になると、侍従代理の側の受領記録は、ペル局書記のものから単に写されたものに過ぎなくなる。さらにペル局書記のものについても、明細書がある程度たまってから受領記録に記載されるようになったため、受領記録の側の日付が曖昧となり会計記録としての重要性が低下したのである。

このような事態にいたった背景には、財務府における現金保管の責任が財務長官と2人の侍従から次第に4人の出納官のもとに移ったことがある。出納官はもともと当座の現金の出納のみに関わっていたが、次第に一時的にはあれ現金を保管するようになっていった。たとえば、出納官記録 (Teller's Roll) が1401-02年のミクルマス会計期に初めて現れてくることは、その頃から彼らが現金の受領・支払いにある程度まで関わるようになったものと推測される。ただし、この時点では同記録はあくまでも出納官の個人的な、したがって非公式な会計記録に留まっており、その役割は限定的なものであった点に注意すべきである。この出納官記録が正式な会計記録となるのは、テューダ朝時代に入ってからのことではない。

3 1513-14年の財務府の改革

15世紀以降に漸次的に行なわれてきた財務府の会計業務の改革は、テューダ朝時代に入っても継続されていく。中でも注目されるのは1513-14年に行なわれた会計業務の改革であり、これによって財務府出納部の会計業務は最終的に整備されるのである。この改革によって出納官が初めて出納部内のすべての現金の受領・支払い・保管に正式な責任を負うようになった¹¹⁾。そのため割り符局の業務にも大きな変化が生じることになる。まず現金の出納・保管に財務長官や侍従が関わらなくなったために、彼らの受領・支払い記録の会計記録としての存在理由が殆ど失われてしまった。そのため支払い記録は1514年以降は作成されなくなってしまう¹²⁾。表5に支払い記録が見当たらないのはそのためである。その意味では受領記録も廃止されてしかるべきであるが、同記録はもともと現金の出納の記録であるのみならず、財務府から発給されるすべての割り符の唯一の記録であり、領収割り符のみならず、支払い指定割り符の記録でも

表5 エドワード6世時代の財務府出納部の財政収支関係史料

- | |
|--|
| ① Teller's Bills E 402/101~112 |
| ② Teller's Book E 405/482, 485, 488, 491, 492, 494, 495; E407/60 |
| ③ Teller's Roll E 405/116, 117, 118 |
| ④ Receipt Roll E 401/1174~1202 |
| ⑤ Tallies* |
| ⑥ View of Teller's Accounts E 405/490 |
| ⑦ Declaration of State of Treasury E 405/212, 489, 496, 497, 498 |
| ⑧ Declaration of Issues E 405/484 |
| ⑨ Tax Receipt E 405/560 |

(1) すべて国立公文書館 (Public Record Office) の整理番号による。

(2) E=Exchequer

(3) Alsop, 'Exchequer', p. 297より作成。

(4) *は焼失して存在しないことを示す。

あったため継続して作成された。特に後者に関しては、すでに説明したように、現金の受領・支払いは財務府の外で行なわれたため、窓口現金出納の記録であった出納官記録には現れてこなかった点に注意しておきたい。

もう1つの注目すべき変化は、この頃から割り符局書記の重要性が高まったことである。出納官が出納部内で第一級の現金の保管者となったことに伴い、新たに出納官の会計業務を監査する制度を設置する必要性が生じてきた。そのため1485年以降、割り符局書記により出納官記録の監査が行なわれ、同記録の最終的な総計は監査の終了後に割り符局書記により記入されるようになった。また同じ頃に出納官控え簿 (Teller's rough paper book) が現れ、それをもとに出納官記録が作成されるようになることから、この頃やっとう納官記録も正式な会計記録としての体裁を整えていったことが窺える。こうして16世紀の財務府出納部における実際の会計業務は、割り符局書記と4人の出納官を中心に展開していくこととなる。特に前者は15世紀半ばには文字通り割り符局の書記に過ぎなかったが、以後、出納官と割り符局全体の第一級の監督官としての立場に位置し、この頃から彼は出納部の監査官と呼ばれるようになるのである¹³⁾。また当時の財務府出納部の会計記録との関係では、表5のうち以下の4つの主要な年次会計報告書、すなわち1505年頃から⑦経常収支報告書 (Declaration of State

of Treasury), 1512年に⑨税収入記録 (Tax Receipt), 1544年に⑧支払い報告書 (Declaration of Issues), 1547年に⑥出納官会計検査簿 (View of Teller's Accounts) の作成を新たに開始したのである¹⁴⁾。

III 財務府出納部における支払い手続きの変化

1 支払い手続き

支払い手続きについても、その間にはほぼ同様の変化が生じた。受領予定者は支払い令状を携えて出納部にやってくると、財務長官と侍従のもとへ赴くことになっていた。しかしながら実際には彼らが稀にしか登庁しなくなっていたため、彼はまず割り符局書記のもとへ赴いた。同書記はまず彼が提示した支払い令状を記録し、最終的にはそれらの令状もすべて同局に保管された。次に受領予定者は出納官のもとに赴く。出納官が出納官控え簿に必要な事項の記入を行なった後に、彼は出納官より支払いを受けたのである。出納官は半年期ごとにその控え簿をもとに出納官記録を作成し、割り符局書記による監査を受けた。その監査が終了すると、割り符局書記は出納官記録をもとに、その摘要である出納官会計検査簿を作成し、一連の支払い手続きは終了した¹⁵⁾。

2 支払い手続き関係史料の位置付け

(1) 支払い令状

史料的な問題について、支払い令状から考えてみよう。まず経常費の支払いには、通常、国璽令状 (Great Seal Writ) が用いられ、その多くは俸給や年金の支払いを命じるものであり、この点に関して大きな変化は認められない。しかしながら非経常費の支払い令状に関しては、テューダ期に入ると手続き上の重要な変化が生じる。もともと王璽令状 (Privy Seal Writ) や御璽令状 (Signet Seal) が支払い令状として用いられていたが、ヘンリ8世時代になると、それに代わって枢密院の支払い令状 (Privy Council Warrant) が頻繁に用いられるようになる¹⁶⁾。これは枢密顧問官の署名入りの支払い令状であったが、その際、支払い手続き上1つの重要な問題を残していた。というのも、枢密院は1556年まで固有の印璽を持っておらず、このように印璽を伴わない枢密顧問官の署名のみに

よる支払い令状という手続き上の急激な変化は、財務府のように伝統を重んじる部局において認められるものではなかった¹⁷⁾。つまり法的な根拠が薄いというわけである¹⁸⁾。にもかかわらず、国王・枢密院は非経常費の支払いに際して、なぜこのような方法を好んで用いたのであろうか。1546年および1549年の授權書 (royal commission) によれば、そのような権限を枢密院へ与えるのは「国王の城塞や砦における経費の支払いを目的とする支払い令状の発行が、国王の署名を待つ間に遅れてしまうことを防ぐため」の処置であるとしている¹⁹⁾。確かに戦費の迅速な支払いのために発行された場合もあるが、実際にはその多くが、軍事費とは関わりのない様々な費用の支払いのためにも用いられていたのである。これまで財務府の支払い手続きについては、旧態依然としており、遅延しがちであると考えられてきた。財政危機への緊急な対応という面はあるにしても、財務府が枢密院の支払い令状の有効性を認め、ある程度まで非公式な会計業務を行なうだけの融通性を兼ね備えていたことに注目しておきたい。また財務府を初めとする第一級の財政部局に対して枢密院からの支払い令状の発行の機会が増加したことは、この頃から枢密院が国家財政運営の全体的な統括を行なう体制が形成されつつあったことを示すものとしても興味深い²⁰⁾。

(2) 支払い関係の会計記録

次に表5をもとに支払いに関する正式な会計報告書を挙げてみると、③出納官記録、⑥出納官会計検査簿、⑦経常収支報告書、⑧支払い報告書の4つがある²¹⁾。エドワード6世治世を例にとりて財務府の支出額を知ろうとした場合、まず③の残存状況は決してよいとは言えず断片的な史料に留まっている。①、②を含めて考えてみても、ほぼ同様のことが言える。事実上、財務府の現金出納の全責任を負っていた出納官関係の史料が、なぜこのように断片的な形でしか残ってこないのかについては、今後の課題として残しておきたい。次に⑥は割り符局書記が監査の際にまとめた出納官記録の摘要にとどまる。⑦は経常収支に関する情報であり、そこから非経常支出の情報を得ることはできない。史料の残存状況という点では間違いなく⑧が勝っており、ほぼすべて揃っている。支払い報告書には、先ほど述べた枢密院の支払い令状により請求されたすべての非経常費の細目と額が記録されていた。つまり支払い報告書は、あくまでも割り符局書記による同令状の記録簿であり、それが実際にいつ、いかなる

表6 財務府の経常支出額 (単位: ポンド)

会計年度	俸給・年金	大納戸部	ハウスホールド
1546-1547	13,837	300	5,198
1547-1548	10,945	300	16,328
1548-1549	10,336	300	8,143
1549-1550	13,135	300	14,588
1550-1551	16,677	300	6,000
1551-1552	13,945	300	1,833
1552-1553	19,923	300	5,222
total reign	91,496	1,950	52,114

(1) Alsop, 'Exchequer', P. 233, Table 13より作成。

(2) 会計年度はミクルマス会計年度(9月26日)によっている。

形で支払われたのかを記録することを目的としたものではなく、その意味において残りの3つの報告書とは性格が異なる点に注意せねばならない。この史料が注目されるもう1つの理由は、先程の経常収支報告書に基づいて、経常費に関する情報を含んでいることである。したがって支払い報告書を用いることで財務府出納部の各会計年度の支出の概要について、ほぼ完全に(支払い指定割り符の額を除いて)把握することが可能なのである²²⁾。

(3) 経常費・非経常費の捉え方

財務府における経常費・非経常費の支払額についての検討は、すでに別稿において行なったので²³⁾、ここでは支払い報告書をもとに、従来見過ごされがちであった財務府における経常費・非経常費の理解の仕方を中心に検討してみよう。経常費とは、基本的にその支払いが常設のものであり、毎年定期的に発行される支払い令状 (annual dormant or current warrant) に基づいて支払われる費用を指していた。財務府ではすべての俸給、食費 (diets)、年金ならびに枢密院から割り当てられていた一定額のハウスホールド費、大納戸部 (Great Wardrobe) 費の支払いなどがこれにあたる (表6)。一方、非経常費とは、それ以外の特別かつ個別の支払い令状によるすべての支払いを指していたことから、結果的に、この中には王室家政費から平時・戦時の政府の統治費にいたるまで、様々な費用が含まれることになった (表7)。ただし、必ずしも非経常費は一時的

表7 財務府の非経常支出額

	1546	1547	1548	1549	1550	1551
① Great Wardrobe	11,000	3,000	—	82	—	—
② Household	3,000	—	9,392	—	—	1,000
③ Chamber	—	5,000	1,310	2,767	4,924	1,409
④ Privy Purse*	—	—	—	700	1,700	8,979
⑤ Rewards	888	145	526	1,528	837	1,288
⑥ Jewel & Plate	9,578	—	—	200	8,510	—
⑦ Domestic Architecture	1,019	400	—	867	1,602	960
⑧ Ordinance	4,422	6,589	464	170	337	20
⑨ Navy	10,423	18,148	3,156	1,550	4,923	2,000
⑩ Fortifications	1,000	3,200	1,208	—	6,457	—
⑪ Scottish War	4,000	13	31,412	1,403	10,308	15,414
⑫ French War	12,195	9,829	9,724	13,044	5,448	10,000
⑬ Ireland	—	—	207	—	1,388	95
⑭ Other	25,440	5,083	4,236	11,477	16,647	9,612
total	82,965	51,407	61,635	33,788	63,081	50,777
Totals**	111,174	78,980	80,444	61,811	86,168	66,920

- (1) Alsop, 'Exchequer', p. 233, Table 13より作成。
 (2) 会計年度はミクルマス会計年度(9月26日)によっている。
 (3) *は国王内帑金。**は経常支出額も含んでいる。

な費用というわけではなく、事実上、常設のものであったが、法的・慣習的に経常費として認められていないものも多く含まれており、通常、これらの費用が経常費として認められるためには、かなりの時間を要した。このような処理方法が、財務府出納部の実務レベルにおける経常費・非経常費の区分を、より複雑なものとしてしまったことは言うまでもない。

表7の⑧～⑬は軍事関係の諸経費であり非経常支出総額の約52.6%を占めているが、特に対仏、スコットランド戦費が財務府にとってかなりの財政負担となっていたことがわかる。1558年に大陸における最後の橋頭堡カレーを失って以後、イングランドは専守防衛へと軍事戦略を転換するが、少なくとも財政的観点からすれば賢明な方策であったといえよう。④～⑦は平時の国王家政や統治に関わる費用であるが、一時的あるいは不定額であるという意味でこれらともかくも非経常費として理解可能である。しかしながら①～③については、

(単位:ポンド)

1552	total reign
—	14,082
—	13,392
1,519	16,929
—	11,379
417	5,629
181	18,469
230	5,078
783	12,785
500	40,700
200	12,065
164	62,715
300	60,539
—	1,690
14,035	86,531
18,329	361,983
43,845	507,787

少し慎重な扱いが必要である。③は宮内府内のチェーンバへ支払われた経費である。その中にはチェーンバにおいて経常費として扱われた経費も多く含まれていたが、財務府では手続き上、非経常費として扱われることになった。表7の①, ②はすでに表6で確認したように経常費として毎年、一定額が納められていたが、同経費の増大に伴い政府が財務府に対して追加の支払いを命じたものであった。ここから明らかなことは、大納戸部費とハウスホールド費に関しては、毎年固定されていた経常支出の額を引き上げるのではなく、その超過分はずっと非経常費として処理され続けたということである。確かに政治・経済的に安定しており、経常費の増加が一時的なものであれば、このような狭隘な経常費の捉え方も会計処理上、全く非論理的ともいえない。しかしながら、16世紀半ばまで宮内府の諸経費が増加の一途を辿ったことは、次第に経常・非経常の二元論的な財政区分制度の理念と実態を乖離させてしまったのである。また次のような見方も可能である。

表2をもとに財務府の支払い能力を考えると、表7の非経常費の支払いに議会課税収入の大部分が充てられ、そのうちの無視し得ない部分が先述の国王家政費や平時の統治費であったことは容易に想像がつく。もともと議会が課税を協賛する場合、それは戦争などの非常時に限られ、そうした経費への充当を期待されていた。16世紀半ばの段階で、もはやそのような原則は実態面から崩れつつあったのである²⁴⁾。

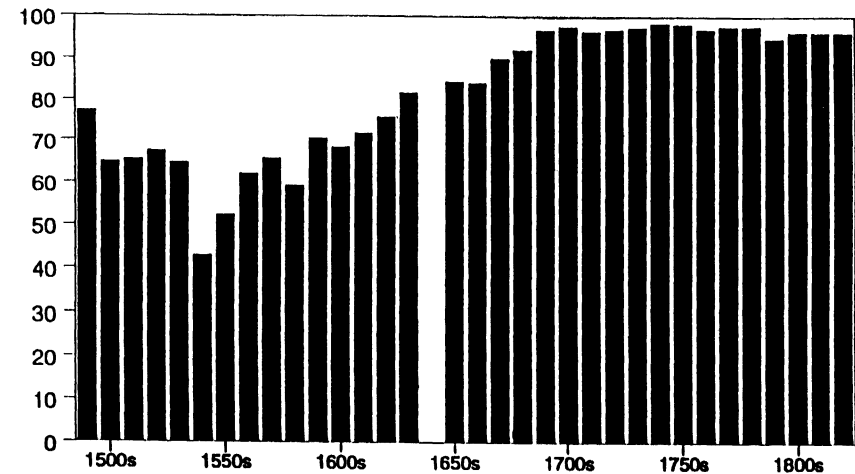
したがって16世紀半ばのテューダ朝政府が直面していた財政問題とは、単なる戦費増大のレベルの問題ではなかった。すなわち伝統的な二元論の原則を守るのか、あるいは一歩踏み出して新たな原則や財政的枠組みを創り出すのが問われていたのであり、それは国政のあり方にも関わるテューダ統治体制のより本質的な問題であったのである。1552年3月に枢密院のメンバーを中心とする財政委員会が設置され、経費節減や財政部局の統廃合に関する重要な財政

改革の提言が行なわれた²⁵⁾。その際に同委員会は表3に示した5つの主要財政部局に対して1550-01年度の会計報告書の提出を命じ、それに基づいて国家財政の現状の把握を試みている。この調査の問題点は、同委員会が各部局に提出を求めたのが経常収支報告書のみであったということである。したがって、この調査からは経常・非経常収支を含む国家財政全般の状況を把握することはできない。たとえそれが経常財政の状況を把握しようとするものであったとしても、財務府では表7で検討したように経常費の増加分が非経常費として扱われていたことから不十分な調査にとどまった。このように考えてくると16世紀半ばの財政改革の理念とは、あくまでも経常財政の健全化をはかることによって「国王自活 (king should live of his own)」原則を再生し、もって伝統的な経常・非経常財政区分制度を維持しようとするものであったと考えざるを得ないであろう。確かに1530年代後半の修道院解散にともない広大な修道院領が王領地に編入されたことにより、この時期にテューダ、初期ステュアート朝期を通じて国王自活原則の実現の可能性が最も高まっていたといってもよい。しかしながら早くも1540年代には王領地の売却が進み、その収益額は約90万ポンドにも及んだ²⁶⁾。それは戦時財政運営への貢献度からすれば議会課税収入をはるかに凌いでいたものであり、表8にもその間の事情がよく示されている。ただし同時に忘れてはならないことは、国王がその代償として国王自活の可能性を永久に奪われることになったということである。

おわりに

かつて「テューダ行政革命」の議論が華やかなりし頃、財務府はチェインバや新たに設置された財政部局と対比され、古来の慣習にとらわれ融通の利かない旧態依然とした部局という評価が定着していた。しかしながら、そうした評価は財務府の会計業務の理論面のみに基づくものでしかない。15世紀後半から16世紀前半にかけての財務府出納部の実際の会計業務を見る限り、財務府が政治・経済的な変化に対応しなかったわけでは決してなかった。15世紀末の国家財政の現金中心主義への転換、16世紀半ばのインフレーションや統治費・戦費の増大に対する財務府の迅速な対応があったからこそ、割り符局書記、出納官

表8 1485年から1815年までの総収入に占める税収総額の割合 (10年毎)



(1) O'Brien and Hunt, 'The rise...', p. 164より作成。

を実務の中心におく会計業務が成立し、それともなって受領・支払い記録の重要性も低下し新たな会計記録が作成されるようになったのである。ただし、そうした変化を強調しすぎることも危険である。すなわち、これらの諸変化は何らかの計画の一貫性を持って行なわれたわけではなく、あくまでも当時の政治的・経済的・軍事的環境の変化にそのつど対応した結果であったのである。16世紀半ばの国家財政運営も、もはや国王の直轄収入 (demesne revenue) のみでは不可能であり、議会の承認を必要とする租税収入 (tax revenue) にその多くを依存していた。もしかりに国家財政の近代化の過程を直轄収入から議会的課税収入への収入源のシフトと捉えるならば、経済的にはすでにその方向へと歩みを進めていたが、政治的には依然として直轄収入に基づく財政運営の道が模索されていたのである²⁷⁾。このような国家財政運営上の矛盾は、単なる財政問題の域を超えて、伝統的な議会課税の原則を守るのか否かという憲政上の問題と深く関わっており、この問題の解決は17世紀半ばの革命期まで持ち越されることになる。その意味で16世紀半ばの財政改革とは'renovation'ではあっても'innovation'ではなかったのである。16世紀財務府の会計業務あるいは会計記録を扱う際には、まずこうした点を理解したうえで行なわれねばならない。

注

- 1) 16世紀の財務府に関する研究として以下を参照。G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government* (以下 *Revolution* と略記), Cambridge, 1953; do, 'The Elizabethan Exchequer: War in the Receipt (以下 Exchequer と略記)' in do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, 2 vols., Cambridge, 1974, vol. I, pp. 355-88; J. D. Alsop, 'The Exchequer of Receipt in the Reign of Edward VI (以下 Exchequer と略記)', University of Cambridge, Ph. D. thesis, 1978; do, 'The Structure of Early Tudor Finance, c. 1509-1558 (以下 Structure と略記)' in D. Starkey (eds.), *Revolution in Reassessed Revisions in the History of Tudor Government and Administration* (以下 *R. R.* と略記), Oxford, 1986; do, 'The Exchequer in late medieval Government and Society (以下 Government と略記)', in J. G. Rowe (ed.), *Aspects of Late Medieval Government and Society*, Tront, 1986; C. Coleman, 'Artifice or Accident? The Reorganization of the Exchequer c. 1554-1572', in *R. R.*, pp. 163-198; 篠塚信義「テューダー、初期ステュアート朝期の財政収支関係史料について」、『イギリス中世社会の研究』, 山川出版社, 1985年; 拙稿「エドワード6世期財務府出納部の支払い関係記録(以下, 拙稿(1)と略記)」、『鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会)』40-2, 1989年; 拙稿「テューダー期財務府出納部の財務行政——支払い指定制度を中心として——(以下, 拙稿(2)と略記)」、『史学研究』194, 1991年; 拙稿「テューダー前期財務府出納部の会計業務について(以下, 拙稿(3)と略記)」、『西洋史学』161, 1991年。
- 2) C. Johnson (ed.), *Dialogus de Scaccario and Constitutio Domus Regis*, London, 1950.
- 3) 近年のエルトン論争ならびに彼の主要文献については、以下を参照。堀江洋文「エルトン史学と歴史研究」、『社会科学年報(専修大学)』28, 1994年。拙稿「絶対王政と行政革命」, 指・岩井編『イギリス史の新潮流——修正主義の近世史——』彩流社, 2000年, 所収。拙稿「エルトンとテューダー朝史研究」、『広島大学大学院文学研究科論集』61, 2001年。
- 4) 支払い指定制度の仕組みについては以下の文献を参照。H. Jenkinson, 'Exchequer Tallies', *Archaeologia*, vol. LXII, 1911, pp. 369-372; A. Steel, *The Receipt of the Exchequer 1377-1485* (以下 *Exchequer* と略記), Cambridge, 1954, pp. xxix-xxxii, 6-7, 13-20, 371-83; Do, 'Distribution of Assignment in the Treasurer's Receipt Roll, 1364-5', *Cambridge Historical Journal*, vol. II, 1927, pp. 178-185; Do, 'The Practice of Assignment in the Later Fourteenth Century', *English Historical Review*, vol. XLIII, 1928, pp. 172-181; J. L. Kirby, 'The Issues of the Lancastrian Exchequer and Lord Cromwell's Estimates of 1433', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. XXIV, 1951, esp. pp. 124-5; 城戸毅『中世イギリス財政史研究』, 東大出版会, 1994年, 39-43頁; 拙稿(2)。
- 5) そのため1349年以降に、受領記録の収入項目の右端に現金収入の場合、Sol, 支払い指定収入の場合、Pro と区別されるようになった。Steel, *Exchequer*, pp. xxxi, 374.
- 6) 架空貸付の手続きが用いられた理由として、財務府が債権者に対して何らかの形で記録として残しておく必要があったこと、また大量の不渡り割り符が生じた場合に、いちいち受領記録の合計金額を訂正する必要がなかったことなどが考えられる。架空貸付については、以下を参照。Steel, *Exchequer*, pp. xxxii, 407; G. L. Harris, 'Fictitious Loans', *Economic History Review*, 2nd ser., vol. VIII, 1955-6, pp. 187-99; 拙稿(2), 56-7頁; 城戸, 前掲書, 47頁。
- 7) チェインバ財務行政については以下を参照。R. Richardson, *Tudor Chamber Administration 1485-1547*, Baton Rouge, 1952; Elton, *Revolution*, pp. 10-65; J. F. Wolfe, *The Royal Demesne in English History*, London, 1971; 拙稿「テューダー絶対王政における宮内府財務行政の再検討」、『西洋史学』22, 1995年。
- 8) Steel, *Exchequer*, p. xxx.
- 9) Alsop, 'Government', pp. 194-5.
- 10) 以下の16世紀財務府の受領手続きの詳細については British Library, Lansdowne MS. 171, fos. 289-89v; Exchequer 407/71, fos. 178-84を参照した。表5もそれに基づく。同史料の性格については拙稿(3), 50-55頁を参照。
- 11) このように出納官が出納部のすべての現金の保管に責任を持つようになったために1513年のイースタ期以降、3つの受領記録の中の各項目の横にそれを担当した出納官の名前が記されるようになった。Alsop, 'Government', pp. 185, 187.
- 12) ただし、支払い記録は1567年に復活することになる。これは会計業務の主導権を巡る割り符局書記とベル局書記の主導権争いを契機とするものであり、再び後者が前者に並ぶ権限を獲得していく過程で生じた、きわめて政治性の高い措置であった。Coleman, *op. cit.*, pp. 165-6, 198; Elton, 'Exchequer', p. 222; 拙稿(3), 59-60頁。
- 13) エルトンは割り符局書記が権限を強化していく時期を1554年の財政改革前後のこととしているが、実際にはこのように半世紀も早かったのである。Elton, *Revolution*, pp. 251-4; do, 'Exchequer', pp. 213-19.
- 14) なお断らない限り、財務府出納部の会計記録の基本的性格については、以下の文献を参考にした。M. S. Giuseppi, *A Guide to the Manuscripts preserved in the Public Record Office*, vol. I, London, 1923, pp. 178-97; Alsop, 'The Records of the Receipt' in do, 'Exchequer', pp. 296-303.

- 15) 出納官記録は当時の会計報告書が一般的にそうであったように、実際の現金の受領・支払いの記録ではなく、その責任の所在を charge と discharge として記録しておくことを目的としていた。すなわち出納官は責任を問われた額 (charge) に対する免責 (discharge) を求め、免責されなかった額については債務として次年度に繰り越されたのである。しかも実際の支払いも多くの場合、前払いのかたちで数度に分けて支払われていた。このように現金の受領・支払いと監査は一応無関係であり、前者は全く出納官の裁量に任されていた。Alsop, *Exchequer*, pp. 89-95, 132-4. ウィリアム3世時代になってようやく出納官が会計報告者から全額支払いを受けるまで、明細書の発行を禁止する法律が制定された (*The Statute of the Realm*, vol. VII, p. 276)。
- 16) たとえば1546年の同令状では6名の枢密顧問官にその権限を認めている。R. H. Brodie (ed.), *Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the Reign of Hen VIII*, XXI, pt. ii, pp. 128, 159.
- 17) Elton, *Revolution*, p. 295; D. E. Hoak, *The King's Council in the Reign of Edward VI*, Cambridge, 1976, p. 148; J. R. Dasent (ed.), *Acts of the Privy Council of England* (以下 A. P. C. と略記), vol. II, pp. 88-9.
- 18) そのため、財務府側は支払い後に、その手続きを正式に記録するために、いわば事後承認のかたちで枢密院に対して王璽令状を請求することにより法的根拠を充足させるという方法を採用した。Elton, *Revolution*, p. 295; Hoak, *op. cit.*, p. 148; Alsop, 'Protector Somerset and Warrants for Payment', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. LV, 1982, p. 103.
- 19) A. P. C., vol. II, p. 148; R. H. Brodie (ed.), *Calendar of Patent Rolls, Ed VI, 1548-9*, pp. 250-1.
- 20) 枢密院の問題に関する議論については、以下を参照。Elton, *Revolution*, Ch. V; J. Guy, *Politics, Law and Counsel in Tudor and Early Stuart England*, Aldershot, 2000. また以下の文献も合わせ参照。Alsop, 'Protector...'; Hoak, *op. cit.*, passim.
- 21) 史料の残存状況について詳しくは拙稿(1), 60-3頁を参照。
- 22) 支払報告書の文頭は以下のような言葉から始まる。'It is a declaration of all sums of money paid out of the receipt by the tellers upon warrants from the Privy Council to the treasurer and chamberlains of the Exchequer, and also of all fees, wages, and annuities payable at the Receipt'. 後半の俸給、賃金、年金の部分が経常費に関するものである。
- 23) 拙稿(1)第3章を参照。
- 24) オールソップの計算によれば、エドワード6世時代に議会課税収入の約25%が平時の統治費の支払いに用いられていた。その後も財務府において議会課税の転用は継続され、たとえば1572-73年のミクルマス会計期間に俗人課税収入64,744

ポンド、聖職者課税収入7,896ポンドを受領したが、そのうち軍事費に用いられたのは前者が35,519 (54.9%) ポンド、後者が1,384 (65.3%) ポンドにすぎなかった。一方、政府の経常的費用の支払いにそれぞれ6,733 (10.5%) ポンド、5,516 (65.3%) ポンドが用いられた。Alsop, 'The theory and practice of Tudor taxation', *E. H. R.*, vol. XCVII, no. 382, pp. 1-30, esp. 24, 26.

- 25) 同委員会については別稿にて論じる予定であるが、さしあたり以下の文献を参照。Richardson (ed.), *The Report of the Royal Commission 1552*, West Virginia, 1974; Alsop, 'The Revenue Commission of 1552', *Historical Journal*, vol. 22-3, 1979, pp. 511-33.
- 26) Richardson, *The History of the Court of Augmentations*, Baton Rouge, 1961, p. 235; F. C. Dietz, *English Government Finance 1485-1558*, London, 1964 (1921), pp. 149, 165.
- 27) 租税国家 (tax state) の成立に関する最近の議論としては、以下のものが有益。M. Braddick, *The nerves of state: Taxation and the financing of the English state, 1558-1714*, Manchester, 1996, pp. 199-200 (酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』, ミネルヴァ書房, 2000年)。P. K. O'Brien and P. A. Hunt, 'The rise of a fiscal state in England, 1485-1815', *Historical Research*, vol. 66, 1993, pp. 129-76; O'Brien and Hunt 'England, 1485-1815' in R. Bonney (ed.), *The Rise of the Fiscal State in Europe c. 1200-1815*, Oxford, 1999; オブライエン, 秋田・玉木訳『帝国主義と工業化』, ミネルヴァ書房, 2000年。